

株 主 各 位

愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地

株式会社 **MARUWA**

代表取締役社長 神 戸 誠

第44期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第44期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第44期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき20円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、定款一部変更が決定いたしました。

旧定款	新定款
<p>第1条～第18条（条文省略）</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>第20条～第28条（条文省略）</p> <p>（取締役の責任免除） 第29条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第1条～第18条（現行通り）</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役は、<u>11名以内</u>とする。</p> <p>第20条～第28条（現行通り）</p> <p>（取締役の責任免除） 第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第30条～第36条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除） 第37条 当社は、<u>取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第30条～第36条（現行通り）</p> <p>（監査役の責任免除） 第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第38条～第41条（条文省略）</p>	<p>第38条～第41条（現行通り）</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に神戸 誠、林 春行、マニマラン・アントニ、内田 彰、神戸 俊郎の5氏が再選、及位 環、北原 晴男、立川 裕大の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に神谷 好則氏が選任されました。

なお、神谷 好則氏は補欠の社外監査役であります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の交付のための報酬決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、決定いたしました。

以 上

なお、本総会終了後開催の取締役会におきまして、代表取締役社長に神戸 誠氏が選定され、就任いたしました。

期末配当金のお支払いについて

1. お支払い方法について、口座振込をご指定いただいている株主様は、同封の「第44期期末配当金計算書」及び「配当金振込先ご確認」のご案内によりご確認ください。
株式数比例配分方式を選択されている株主様の配当金のお振込先につきましては、口座を開設されている証券会社等にお問合せください。
2. お支払い方法について、口座振込をご指定いただいていない株主様は、同封の「第44期期末配当金領収証」により、払渡し期間（平成29年6月23日～平成29年7月31日）内に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で配当金をお受取りください。なお、銀行に預金口座をお持ちの場合は、「第44期期末配当金領収証」を銀行にご持参いただきますと、同口座に入金することもできます。
3. 同封の「第44期期末配当金計算書」は、配当金をお受取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の添付書類としてご使用いただけます。
株式数比例配分方式を選択されている株主様におかれましては、口座を開設されている証券会社等にお問合せください。